

岐行発3-122号
令和3年9月29日

会 員 各 位

岐 阜 県 行 政 書 士 会
業 務 部 長 鈴 木 泰 広
国 際 部 会 長 入 谷 桃 世
(公印省略)

駐名古屋大韓民国総領事館における 委任による家族関係登録簿申請について（周知）

平素より、業務部国際部会の事業運営に格別のご理解並びにご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、駐日大韓民国領事館における委任による家族関係登録簿の申請についてお知らせいたします。

令和3年9月10日にデジタル岐行情報にて配信しました「駐日大韓民国大使館領事館からのお願い(周知)」のうち、「① 所属地域の管轄領事館のみ代理権行使可能(特に、郵便申請の場合は管轄を守らないと申請を認めず返却。)」の部分につきまして（別紙添付）、駐名古屋総領事館の取り扱いが不明確でしたので、本会にて確認いたしました。

会員の皆様におかれましては、下記の内容に従って業務を遂行していただきますようお願い申し上げます。具体的には、領事館にご確認くださいようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

記

1. 家族関係登録簿の申請は、管轄領事館以外に申請することも可能である。
2. 人的事項の変更に関して（出生・死亡・婚姻・国籍離脱など）は、管轄領事館においてのみ手続可能である。
3. 駐日本大使館領事部（東京）・駐大阪総領事館・駐福岡総領事館には、郵送による申請も可能である。（権限のある領事が存在するため。）
4. その他の地域の領事館（駐名古屋総領事館など）には、郵便による申請は不可能である。（権限のある領事が存在せず韓国への依頼となり、担当者があらかじめ確認する必要があるため、本人または代理人が窓口に出向いて申請する必要がある。）

※なお、愛知県、三重県、福井県、岐阜県の管轄は、駐名古屋総領事館です。

以上



EMBASSY OF THE REPUBLIC OF KOREA
TOKYO

日本行政書士会連合会 殿

平素より我が国の行政に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

駐日本大韓民国大使館領事部は、治外法権地域として原則的に韓国法の適用を受けるため、日本の弁護士・司法書士・行政書士など（以下、資格代理人という）の資格では代理行為ができません。

にもかかわらず、在外国民の便益と行政の効率を図るため、約10年前から日本の資格代理人の代理行為を黙認しました。

多くの資格代理人は、領事館の方針に従って頂いておりますが、一部の資格代理人においては依頼人の委任状・申請書を偽造又は改竄する他、当館の職員に対してセクハラ発言・暴言・強迫行為を頻繁に行い、領事館を訪れた依頼人及び他の資格代理人に多大な迷惑をかけています。

当館では、在外国民の便益と善良な資格代理人の円滑な業務のために、2021年9月10日(金)より下記のとおり業務を行う予定ですので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

- ① 所属地域の管轄領事館のみ代理権行使可能(特に、郵便申請の場合は管轄を守らないと申請を認めず返却。)
- ② 大使館領事部の出入りは委任された資格代理人又は所属事務補助員に限る。委任された資格代理人は依頼人が作成した委任状・公的身分証(パスポート、運転免許証など)・資格証を全て提出(事務補助員は公的身分証と事務補助員証必須提出)。
- ③ 韓国語が出来る一般人・無資格者への再委任一切禁止(韓国行政士法違反)。
- ④ 以下の行為をした場合、領事部への出入りを禁止し、直ちに資格代理人が所属している日本行政書士会に通報。

- 委任状・申請書を偽造又は改竄する行為。
- 大使館の職員に暴言など、窓口業務の妨害と思慮される一切の行為。
- 委任の範囲を越える証明書を申請する行為。
- 多量の証明書発行の強要する行為。

⑤ 領事館は法律相談をする場所ではないため、単純な手続きに対する質疑以外の実質的な法理関係に関する法律相談は拒否することができる。

上記の内容を協会員にも告知してください。今後も改善せずこのような問題が続く場合は、更に強力な対策を講ずることを検討しますのでご協力をお願いします。